

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 25 年 8 月 19 日

議席番号 **3** 番

東村山市議会議長 様

質問者 奥谷 浩一

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>震災時の要援護者支援について</p> <p>希望する福祉協力員と交わした協定書第6条に基づく、要援護者支援の具体的な内容について「協定書を締結した福祉協力員は、災害時は自身とその家族の安全を確保した上で、可能であれば無理のない範囲で例示する活動を行ってください。」とあるが実際に訓練をしておかないと、いざという時に機能しないと考え以下伺う。</p> <p>(1) 9月14日に総合震災訓練があるが、同意しておられる要援護者の安否確認等の訓練は実施するのか伺う。</p> <p>(2) 『協定書を締結した福祉協力員は、必要に応じて関係団体（民生委員・児童委員等）と連携して活動を行ってください。東村山市は、この連携のために必要な支援を行います。』とあるが、どのような支援をいつ実施するのか伺う。</p> <p>(3) 同意なしの要援護者が非常に多い地域が見受けられるが、その同意なしの方たちへの支援はどのようにするつもりか伺う。</p>
2	<p>成年後見人の選挙権回復について</p> <p>平成 25 年 5 月、成年後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。成年後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正も行われた。7月に実施された参議院選挙から投票することができるようになった。短期間での準備に所管においては、大変なご苦勞があったと感じる。実情はどうだったのか以下伺う。</p> <p>(1) 成年後見人の選挙権を回復するために、どのような手続きが取られたのか？また、実際に選挙権が回復された人数を伺う。</p> <p>(2) 指定病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務が設けられた。</p> <p>① 当市の指定病院名と総数を伺う。</p> <p>② 外部立会人には、どのような方がなるのか？また、その選定方法を伺う。</p> <p>③ 外部立会人が実際に指定病院に於いて立会いをした数を伺う。</p> <p>(3) 今回の改正により、代理投票の補助者は、投票事務に従事する者に限定されることになったが、トラブルはなかったか伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
3	<p>野火止児童クラブの児童館条例・施行規則・ガイドライン違反について</p> <p>東村山市HPによると7月1日現在の野火止児童クラブ在籍児童数は、第1野火止児童クラブが規模70名に対して67名、第2野火止児童クラブが規模31名に対して46名である。</p> <p>しかし、第2野火止児童クラブは老朽化や雨漏り等のためにここ数年間にわたりほとんど使用されず、すべての在籍児童113名は第1野火止児童クラブに詰め込まれているのが現状である。</p> <p>このことは、東村山市立児童館条例第3条1項4号並びに施行規則第3条に違反していると考え以下伺う。</p> <p>(1) 野火止児童クラブのすべての在籍児童113名が第1野火止児童クラブに詰め込まれている現状は、東村山市立児童館条例第3条1項4号並びに施行規則第3条に違反していると考え。また、東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン第2章(4)①生活スペース児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積確保にも反するように思う。そして、雨が降ると第2児童クラブの周りは池のように浸水し、トイレの浄化槽の蓋の上まで水浸しになる。そのため、トイレの使用も制限しているとのことである。何時からこのような状態が続いているのか伺う。また、第2野火止児童クラブの施設を条例・施行規則・ガイドライン違反の状態から何時までにどのように改善する予定か伺う。</p> <p>(2) 野火止児童クラブのすべての在籍児童113名が第1野火止児童クラブに詰め込まれている現状は、明らかに契約の不完全履行であると考え。東村山市児童館条例第11条に基づき、すべての在籍児童が第1野火止児童クラブに詰め込まれていた時点までさかのぼり児童クラブ費の減額または返還を行うべきと考えがいかがか伺う。</p> <p>(3) 野火止児童クラブの遊び場は在籍児童113名に対して大変狭いように感じる。隣接するヨークマートの土地を無償で使用できるように交渉すべきと考えがいかがか伺う。</p>